

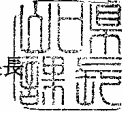


平 1 7 建 築 指 導 第 9 0 4 号

平 成 1 8 年 (2006年) 3 月 1 7 日

関 係 団 体 各 位

山口県土木建築部建築指導課長



開 発 許 可 等 の 事 務 の 取 扱 い に つ い て

本県の土木建築行政の推進につきましては、平素から格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、従来は、山口市に対して「都市計画法に基づく開発許可に関する事務」及び「租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関する事務」について、規模が1ha未満のものに係る権限を移譲していましたが、平成18年4月1日より全ての規模のものに係る権限を移譲することになりましたのでお知らせします。

- ご不明な点は、県庁建築指導課又は山口市開発指導課にお問い合わせください。

開発審査班
電話 083(933)3866
FAX 083(933)3869
担当 内 島